

ビタミン M No.163

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2025年9月号)

<今月のトピックス>

- ・男性育休取得率 過去最高40.5%
- ・厚生労働省共育プロジェクトの開始発表

<今月のQ&A>

- ・最低賃金全国加重平均1,118円へ

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

= 男性育休取得率 過去最高40.5% =

令和6年度の男性育児休業取得者割合は **40.5%**と、厚生労働省の前回調査(令和5年度 30.1%)より 10.4ポイント上昇し、**過去最高**となりました。また、女性の育児休業取得者割合は前回調査(令和5年度 84.1%)より2.5ポイント増えて 86.6%となりました。



= 厚生労働省 共育プロジェクトの開始発表 =

厚生労働省は、男性労働者の積極的な育児参加を促進する「イクメンプロジェクト」の後継事業として、『**共育(トモイク)プロジェクト～職場も家庭も脱ワンオペ。「共に育てる」に取り組める社会へ。～**』を開始しました。



累次の育児・介護休業法の改正も相まって、男性の育児休業取得率はあがってきているものの、育児休業取得期間や家事関連時間には男女間で大きな差があること、職場における男性の長時間労働が見直されていないといった課題は残ったままです。

「共育プロジェクト」では、共働き・共育ての推進のため、「職場」や「家庭」におけるいわゆる「ワンオペ」の実態を変え、**男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会を目指します。**特に「企業」へのアプローチを主軸に、雇用環境・職場風土の改善等、多くの企業が「共育て」しやすい環境作りに積極的に取り組めるよう、普及啓発活動といった働きかけをメインに展開していくとのことです。働きやすい職場環境作りのために社会保険労務士に相談してみませんか？



= 最低賃金全国加重平均1,118円へ =

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、最低賃金を全国加重平均で63円増の1,118円とする目安を決めました。昨年の目安の51円を大きく上回り、**過去最高の上げ幅**となっています。引き上げ額の目安については、都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分け、引上げ額の目安は、AランクとBランクは63円、Cランク64円となりました。

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

63円～64円最低賃金が引き上げられるのでしょうか？

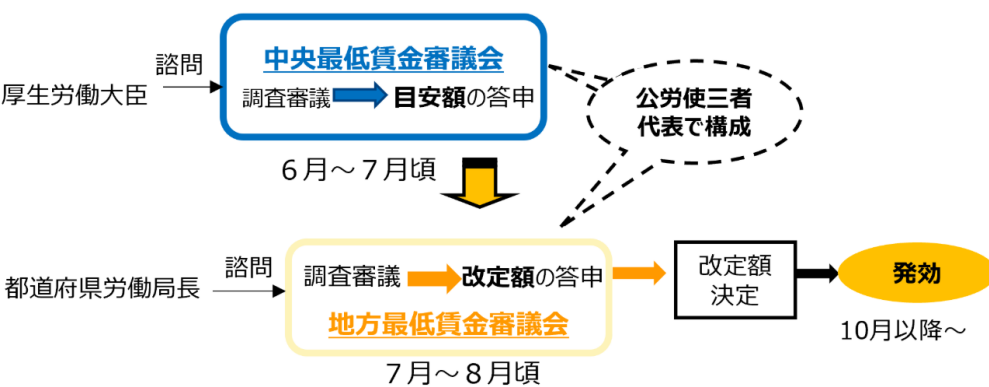
最低賃金が大幅に引き上げられそうですね



地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会(公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員の構成)での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、**各都道府県労働局長により決定**されます。

最低賃金決定の流れ

中央は、中央最低賃金審議会で議論し、目安額を提示。
地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。



地域別最低賃金の決定するための基準はあるのでしょうか？



最低賃金法では、地域別最低賃金は、**(1)地域における労働者の生計費、(2)労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力**を総合的に勘案して定めるものとされています。また「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。



「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「sr-toiawase@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階 TEL :06-6868-1177
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健 Mail :
執筆担当者:労務チーム 友田美津子 sr-toiawase@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日:2025.8.16

